

足立区
災害廃棄物処理マニュアル

がれき部
(環境部)

令和7年2月

【目 次】

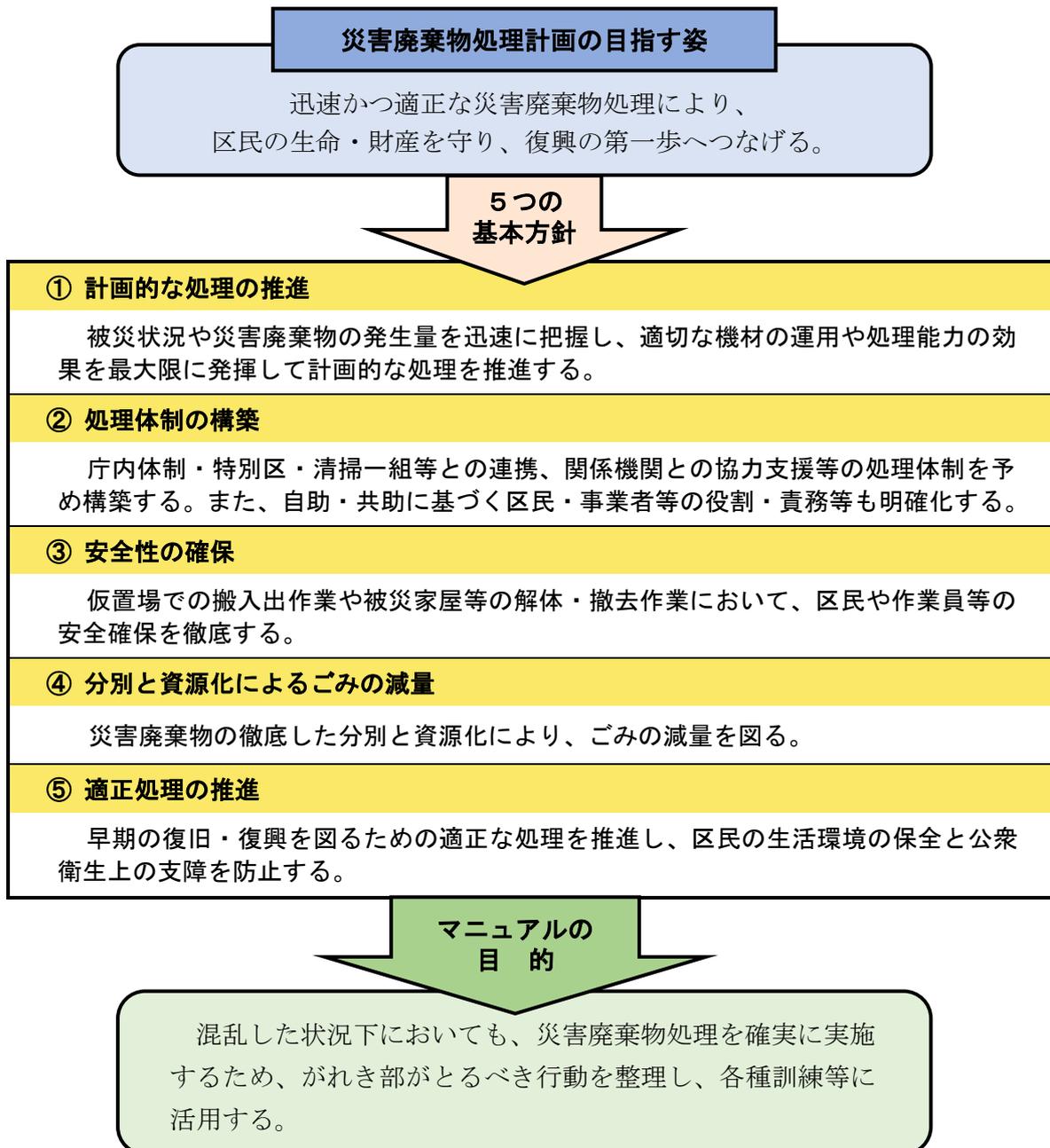
はじめに	1
発災直後の初動チェックリスト（発災直後の優先事項）	3
項目別マニュアル	
《がれき（道路啓開）》	
1 緊急仮置場の選定・設営	8
《推計》	
1 災害廃棄物発生量の推計	13
《片付けごみ》	
1 片付けごみ仮置場の選定・設営	14
《解体廃棄物》	
1 解体廃棄物仮置場の選定・設営	17
2 被災家屋の公費解体撤去	24
《契約》	
1 災害廃棄物処理に係る契約事務	26
《生活ごみ》	
1 ごみ・資源収集運搬作業の中止判断基準	29
2 避難所の開設状況とごみ保管場所の確認	30
3 収集計画策定方法の確立	31
4 ごみの発生量・処理量の推計	32
5 収集運搬の実施	33
《し尿》	
1 下水道・処理施設等の被害状況の確認	34
2 収集資機材（車両等）の確認・支援要請	35
3 収集運搬の実施	37
《方針》	
1 災害廃棄物処理方針	39
2 災害廃棄物処理実行計画	44
《本部》	
1 災害対策本部会議	47
《特別区》	
1 特別区の災害廃棄物処理	48

はじめに

発災直後の初動対応は、防災関係機関が一丸となり、区民の生命財産を守ることを優先に災害活動を行う。

がれき部は、緊急車両通行のため道路啓開に伴うがれきを受入れる「緊急仮置場」の開設等の重要な初動を実行する必要がある。

本マニュアルは、「足立区災害廃棄物処理計画」の目的を達成するため、環境部を中心とした「がれき部」の初動期の行動をまとめたものである。



注意

本マニュアルは、発災初動時における災害廃棄物処理を中心に定めている。来庁者の避難誘導、施設・設備等に関する初動時の行動については、「初動期部別行動マニュアル（環境部）」に基づき行動する。また、上位計画等の改定や各種訓練等で、処理計画上未整備の課題が生じた場合は、本マニュアルを随時改訂する。

災害廃棄物処理体制【がれき部】

がれき部 設置基準	<p>次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区災害対策本部が設置された場合 ・ 緊急災害対策本部（勤務時間外発災）が設置された場合 ・ 環境部長が災害廃棄物処理を行う必要があると判断した場合
--------------	--

災害廃棄物処理に関する主な業務は次のとおり。

所 属	主な業務
環境部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境部統括
環境政策課長 (総合調整担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部、関係各部、各関係機関との総合的な連絡調整 ・ 建物被害、交通規制、避難所開設等の総合的な情報収集 ・ 緊急仮置場等の一次仮置場の運営計画（職員割当）の策定 ・ ホームページ、SNS等による情報発信 ・ 被災家屋の解体撤去等に伴う思い出の品、貴重品の管理運営 ・ 環境部（がれき部）の災害活動に関する一連の記録作成
ごみ減量推進課長 (処理方針・実行計画担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急仮置場等の一次仮置場の選定 ・ 災害廃棄物発生量の推計 ・ 災害廃棄物処理方針及び実行計画の策定 ・ 被災家屋の解体撤去事業者との連絡調整 ・ 特別区災害廃棄物処理対策本部、協定団体等の連絡調整 (国庫補助金事務は庁内調整)
足立清掃事務所長 (作業計画・収集運搬担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災家屋の解体撤去及びがれき運搬の作業計画の策定 ・ 生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬 ・ 収集運搬等の車両及び足立清掃事務所給油施設（備蓄燃料）の管理運営 ・ 緊急輸送業務に関する協定に基づく緊急車両への給油 ・ 特別区災害廃棄物処理初動対策本部への参集
生活環境保全課長 (環境保全担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次仮置場及び被災家屋の解体撤去等における環境保全対策の適切な指導・助言 ・ 事業場における有害物質の情報収集及び関係機関への提供と共有 ・ アスベスト飛散対策にかかる対応方針・計画の調整及び関係各部、各関係機関との連絡調整
地域のちから推進部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のちから推進部統括
地域調整課長 (がれき処理受付担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害家屋の解体、がれき撤去等の申請受付 (各区民事務所)

発災直後の初動チェックリスト（優先事項）

※来庁舎避難誘導、施設・設備被害状況等の初動時行動は、「初動期部別行動マニュアル（環境部）」を参照

1.1 緊急仮置場の選定・設営（開設準備の情報共有、道路啓開・がれき発生状況把握）				
✓	No	項目	主な所管	頁
	1	情報収集司令室（危機管理部）へ選定準備報告	環境政策課	
	2	第1回災害対策本部会議で選定準備報告 （別途チェックあり：4.1 災害対策本部会議）	環境部長 環境政策課長	
	3	道路啓開場所、がれき発生場所等の情報収集 【情報収集司令室（危機管理部）情報等】	環境政策課	
	4	区内白地図（候補地30箇所）の準備 道路啓開場所、がれき発生場所等の情報分析	ごみ減量推進課	

1.2 緊急仮置場の選定・設営（選定・現地確認）				
✓	No	項目	主な所管	頁
	1	がれき受入要請（発生場所等のがれき状況確認）	環境政策課等	
	2	候補地30箇所等からの選定 【発災後24時間以内の開設：区立公園候補地は除外】	ごみ減量推進課	
	3	要請先へ開設予定場所・時間等の報告	環境政策課	
	4	選定場所の現地確認従事者の所属割当 【1箇所あたり最低2名以上】	環境政策課 各担当所管	
	5	選定場所の現地確認	足立清掃事務所	
	(1)	防災服等の着用、物品の準備	足立清掃事務所	
	(2)	現地へ向かう交通手段（車両）の確保	足立清掃事務所 環境政策課	
	(3)	開設可否の支障の有無等を判断、環境政策課へ現地状況報告	足立清掃事務所	
	(4)	情報収集司令室（危機管理部）等へ開設報告	環境政策課	
	(5)	町会自治会長に開設報告	環境政策課	
	(6)	災害対策本部会議で開設報告 （別途あり：4.1 災害対策本部会議チェックリスト）	環境部長 環境政策課長	

1.3 緊急仮置場の選定・設営（開設準備・管理運営）				
✓	No	項目	主な所管	頁
	1	現地での開設準備	足立清掃事務所	
	(1)	避難者がいた場合は、避難所等へ案内	足立清掃事務所	
	(2)	車両（がれき）搬入口・搬入経路の事前確認	足立清掃事務所	
	(3)	がれき受入前の現地状況の写真撮影	足立清掃事務所	
	(4)	案内用のぼり旗の設置	足立清掃事務所	
	(5)	ブルーシートの敷設	足立清掃事務所	
	(6)	区立公園の共通鍵により開錠	足立清掃事務所	
	2	管理運営	足立清掃事務所	
	(1)	搬入者名、搬入物確認	足立清掃事務所	
	(2)	車両（がれき）の誘導・受入	足立清掃事務所	
	(3)	搬入・搬出、受入状況等の写真撮影	足立清掃事務所	
	(4)	受入終了後の施錠	足立清掃事務所	
	(5)	立入禁止表示の貼付 カラーコーン、バーの設置	ごみ減量推進課	
	(6)	環境政策課へ受入終了報告 情報収集司令室（危機管理部）等へ受入終了報告	足立清掃事務所 環境政策課	
	(7)	現地従事者の待機または帰庁の判断	環境政策課	
	(8)	消火器の設置、管轄消防署へ開設報告	ごみ減量推進課	
	3	環境保全対策	生活環境保全課	

2.1 ごみ・資源収集運搬作業の一時中止判断				
✓	No	項目	主な所管	頁
	1	ごみ収集運搬作業の中止基準の確認及び中止の判断	足立清掃事務所	

3.1 災害廃棄物処理方針（暫定版） 【緊急仮置場、収集運搬一時中止、生活ごみ家庭内一時保管、片付ごみ路上排出禁止等】				
✓	No	項目	主な所管	頁
	1	災害廃棄物処理方針（暫定版）案の策定	ごみ減量推進課	
	2	災害廃棄物処理方針（暫定版）の決定	環境部長 環境政策課長	
	3	災害廃棄物処理方針（暫定版）の周知	環境政策課 ごみ減量推進課	

4.1 災害対策本部会議				
✓	No	項目	主な所管	頁
	1	災害対策本部会議への報告 (別途チェックあり：1.1、1.2 緊急仮置場)	環境部長 環境政策課長	

項目別マニュアル

がれき－1.1	緊急仮置場の選定・設営（一次仮置場）	主体	環境政策課 ごみ減量推進課
---------	--------------------	----	------------------

- 緊急仮置場開設準備の情報共有【発災～72h】
- 道路啓開に伴うがれき発生状況把握【発災～72h】

発災直後から、緊急道路障害物除去路線の道路啓開等に伴うがれきの発生状況を常に把握し、次のとおり緊急仮置場の開設に備える。

- 1 来庁者の避難誘導等の初動対応が落ち着きをみせたら、環境政策課は、本庁舎7階防災センターの危機管理部情報収集指令室（以下「情報収集指令室」）に「緊急仮置場選定の準備を行う」旨を報告する。

【報告例】

○時○分、がれき部を立上げ、緊急車両通行の障害となるがれきを受入れるため、緊急仮置場選定の準備を行う。開設の必要があれば環境政策課まで連絡願いたい。

- 2 環境部長または環境政策課長は、第1回災害対策本部会議において、「がれき部による緊急仮置場選定の準備を行う」旨の報告を行い、防災関係機関と「がれき受入」に関する情報を共有する。
- 3 環境政策課は、定期的に情報収集指令室から道路啓開場所、がれき発生状況、建物被害等について情報収集を行い、緊急仮置場選定担当であるごみ減量推進課に報告する。
なお、情報収集の際は、情報収集指令室の業務に支障をきたさないよう配慮しながら白板に記載されている必要な情報を写真やメモで記録する。
- 4 ごみ減量推進課は、緊急仮置場候補地（30箇所）を区内白地図に印し、情報収集指令室（危機管理部）等の情報を基に、道路啓開場所やがれき発生場所等を書き込むなど、情報を分析し緊急仮置場開設（がれき受入要請）に備える。

【参考】緊急道路障害物除去役割分担

機関名	対策内容
区（都市建設部） 東京都（建設局） 警視庁 国土交通省関東地方整備局 首都高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集する。 ・ 道路上の障害物の除去等を実施
関係建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度6弱以上の地震が発生した場合は、自主的に出動態勢をとる。
NTT東日本 東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 東京都（水道局） 東京都（下水道局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設が道路通行の支障となっている場合、その状況と措置対策について、東京都（建設局）に報告する。

がれき－１．２	緊急仮置場の選定・設営（一次仮置場）	主体	環境政策課 ごみ減量推進課 足立清掃事務所
<input type="checkbox"/> 緊急仮置場開設の選定【発災～７２ｈ】 <input type="checkbox"/> 緊急仮置場の現地確認【発災～７２ｈ】			
<p>ごみ減量推進課は、情報収集指令室からがれき受入要請の連絡を受けた場合、がれき発生場所及び要請の内容（持込車両の情報、がれきの種類、数量）を確認する。要請の内容に不明な点があれば直接要請者に確認を行う。</p> <p>情報収集指令室から、がれきの受入の要請があった場合、ごみ減量推進課は緊急仮置場候補地（３０箇所）から、緊急仮置場開設場所の選定を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> １ ごみ減量推進課は、がれき発生場所、またはがれきを車両に積み込む場所、種類、量等のがれき状況（概要）を確認する。都市建設部等から直接要請があった場合は、情報収集指令室を通じて要請するよう依頼する。 ２ 選定場所は、がれき発生（道路啓開）場所、またはがれきを車両に積み込む場所等の付近とし、被災状況を考慮して選定する。 ３ 選定場所については、次の配慮を行う。 例外的に何らかの事情で発災後２４時間以内に開設する必要がある場合は、区民の避難誘導等の観点から、区立公園候補地からの選定は行わず、資産管理課から情報提供を受けている「区有地等利活用方針 資料編」を参照し、区の未利用地等からの選定について担当所管と調整する。 ４ 足立清掃事務所等現地確認の担当所管は、選定場所の開設可否の現地判断を行うため、緊急仮置場選定場所へ向かい、現地状況の確認を行う。 （１）環境政策課は、各所属の職員数及び災害規模を考慮し、現地確認の所属割当を行う。 ※ 足立清掃事務所から割当を行い、不足の場合は、他課に割当を行う。 （２）現地確認従事職員の人選は各所属で行い、１箇所あたり最低２名以上とする。 （３）北千住、小台、宮城、新田の地域は、足立清掃事務所曙分室が現地確認を行う。 （４）環境部職員数に不足が生じる場合、または区民事務所職員による現地確認が良いと判断した場合は、がれき部である地域調整課を通じて、管轄区民事務所へ現地確認の要請を行う。区民事務所職員等での対応が難しい場合は、情報収集指令室を通じて、庁内職員の応援要請を行う。 ５ 環境政策課は、選定の確認が完了した仮置場について、情報収集指令室及び要請者に開設予定場所及び開設予定時間等を連絡し、開設準備が完了次第、再度連絡する旨の報告を行う。 ６ 緊急仮置場選定場所の現地確認従事者は、次の対応を行う。 （１）現地確認場所へ向かう交通手段は、足立清掃事務所の車両を利用する。 車両が不足する場合は、環境政策課が総務課車両計画担当と調整し、車・自転車の確保を 			

行う。なお、道路被害、交通渋滞等の情報を事前に把握し、車の利用が困難または適切ではないと思われる場合は、自転車または徒歩により速やかに現地へ向かう。

(2) 現地確認の職員の服装、携帯物品は、次のとおり。

【服装等】 防災服・靴、ヘルメット、マスク、防塵メガネ、軍手を着用

【携帯物品】 災害対策課所有の260MHz移動系無線等、南京錠、緊急仮置場搬入・搬出経路図（マニュアル）、案内用のぼり旗、ブルーシート、フレキシブルコンテナバッグ、デジタルカメラ、トランジスタメガホン・拡声器等、筆記用具・ハサミ、立入禁止表示、職員用に備蓄されている水・食料、消火器

※ マスク、防塵メガネ、軍手は、本庁舎で備蓄。案内用のぼり旗、ブルーシート、フレキシブルコンテナバッグは、足立清掃事務所および同曙分室に備蓄。

※ 災害対策課所有の260MHz移動系無線等、南京錠、トランジスタメガホン・拡声器等、消火器、飲食等の職員用災害備蓄品等の物品を使用する際は、当該物品を所有している災害対策課防災設備係と調整を図ること。（足立清掃事務所には、飲食の職員用災害備蓄品あり。）

(3) 現地に到着した場合は、緊急仮置場開設の可否を判断し、環境政策課へ現地の状況を災害対策課所有の260MHz移動系無線等にて報告する。

【緊急仮置場を開設しないと判断する場合の例】

- ・ 車両搬入口の破損等により、車両搬入が困難な場合
- ・ 敷地内の樹木または周辺等が火災延焼している場合
- ・ 倒木等による敷地内の被害が大きいなど、がれきの仮置場に適さない場合
- ・ 多数（概ね30名以上）の区民が避難行動中の場合。ただし、避難所が開設されている場合は、避難所に移動するよう誘導案内する。

※ 開設しないと判断した場合に、環境政策課から次の緊急仮置場選定場所の確認について指示を仰ぎ、引き続き、現地状況の確認を行う。なお、開設が決定するまで、環境政策課からの指示をもとに他の選定場所の確認を続けるものとする。

(4) 環境政策課は、緊急仮置場の開設を決定し、開設場所・時間、本マニュアルの資料編に記載されている搬入口を情報収集指令室（危機管理部）及び公園維持課等の管理所管へ報告する。

(5) 環境部長または環境政策課長は、次回の災害対策本部会議において、緊急仮置場開設（場所、時間等）の報告を行う。

関連資料	<p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1-1 緊急仮置場30箇所（一覧）・ 1-2 緊急仮置場30箇所（地図）・ 1-9 緊急仮置場携帯物品一覧
------	--

がれき－1.3	緊急仮置場の選定・設営（一次仮置場）	主体	ごみ減量推進課 足立清掃事務所
<input type="checkbox"/> 緊急仮置場の開設準備【発災～72h、以後継続】 <input type="checkbox"/> 緊急仮置場の管理運営【発災～72h、以後継続】			
<p>緊急仮置場の現地状況を確認した職員は現地で待機し、開設する旨の報告を受けた場合は協力を求めるとともに、引き続き開設準備及び管理運営等を行う。</p> <p>1 緊急仮置場の開設準備</p> <p>(1) 選定地に避難者が留まっている場合は、避難者に緊急仮置場開設を伝え、避難所等への移動を促す。なお、避難所開設状況については、環境政策課が、情報収集指令室に確認する。</p> <p>(2) 緊急仮置場搬入・搬出経路図（資料編1－3参照）に基づき、車両搬入・搬出口、仮置場所を予め確認する。</p> <p>(3) 対応記録の作成及び国庫補助金事務等で必要となることから、緊急仮置場開設前の車両搬入・搬出口、搬入・搬出経路、仮置場所等をデジタルカメラにより写真を撮る。最初の撮影は、公園等の名称が記されているものとする。現地確認から開設準備、管理運営の時程記録作成が必要。</p> <p>(4) 緊急仮置場開設の周知として、案内用のぼり旗を用意し、搬入・搬出口付近に設置する。案内用のぼり旗がない場合は、後日設置する。</p> <p>(5) 土壌汚染対策として、ブルーシートを用意し、がれき配置場所へ敷設する。ブルーシートがない場合は、後日敷設する。フレキシブルコンテナバッグは、状況によって使用する。</p> <p>(6) 入口等の施錠箇所を区立公園共通鍵（南京錠）で開錠し、がれき積込車両の到着に備える。</p> <p>(7) 緊急仮置場の開設準備が完了した旨を環境政策課へ報告する。</p> <p>2 緊急仮置場の管理運営</p> <p>(1) がれき積込車両が到着したら、搬入口付近で所属名または事業者名、運転手・同乗者の氏名、がれきの搬入物を確認する。</p> <p>(2) 搬入物に問題がなければ、緊急仮置場搬入・搬出経路図（資料編）に基づき誘導し、がれき配置場所にがれきを受入れる（積み降ろし）。搬入車両のナンバー、入場・出場時間を記録する。</p> <p>(3) がれき受入記録及び国庫補助金事務等を見据え、緊急仮置場開設後の車両搬入・搬出及びがれき受入の状況をデジタルカメラにより写真を撮る。</p> <p>(4) がれきの受入が終了したら、開錠した箇所の施錠を行う。</p> <p>(5) がれき周辺に立入禁止の簡易表示を貼付する。</p> <p>運動場等のフェンス（施錠）がない場所で、自由に出入りが出来る場所に仮置きした場合は、その旨ごみ減量推進課に連絡する。以後、ごみ減量推進課は災害対策課と調整を行い、カラーコーン・バー等を準備し、がれきを囲い養生する。</p> <p>(6) がれきの受入の一連の作業が終了したら、災害対策課所有の260MHz移動系無線等にて、環境政策課へがれき受入完了（搬入者・搬入時間等）の報告を速やかに行う。</p> <p>環境政策課は情報収集指令室及び公園維持課等の管理所管へ同報告を行う。</p>			

- (7) 環境政策課は、新たながれき発生等による追加受入及び緊急仮置場開設の従事者からの報告等を基に、従事者の待機または帰庁の判断を行う。帰庁させる場合には、交代要員を手配し、下記6の切り替えまで職員が不在の状況にならないよう留意する。
- (8) 火災防止対策として、ごみ減量推進課は次の対応を行う。
- ア 所轄の消防署へ緊急仮置場開設及びがれき受入の報告を行うとともに、火災防止対策について、消防署からの指示事項があれば対応する。
- ・ 足立消防署 03-3852-0119
 - ・ 千住消防署 03-3882-0119
 - ・ 西新井消防署 03-3853-0119
- イ 消火器に不足が生じた場合は、災害対策課防災設備係（消防設備共同組合等）と調整し、周辺の「足立区地域配備消火器」（災害対策課配備）を一時的に使用する。

3 環境保全対策

- (1) 生活環境保全課は、緊急仮置場の開設・運営後に環境影響が大きい対応事案が発生したときには、実地調査を行い、その記録（測定値）を環境政策課及びごみ減量推進課へ報告する。また、適宜必要な指導、助言等を行う。
- (2) 生活環境保全課は、そのほか不法投棄対策や安全対策等の管理に必要な事項があれば対応する。

4 町会・自治会長への報告

環境政策課は、開設場所となる当該地域の町会・自治会長等に報告を行う。なお、町会・自治会長等の役員については、避難所開設等に従事・避難していることがあるため、必要に応じて区民事務所を通じて報告を行う。

5 現地従事職員の安全面

- (1) 緊急仮置場の開設準備、管理運営及び帰庁までの一連の作業については、余震発生の可能性等もあることから、特に現地での従事者は安全管理に十分な配慮を行うとともに、身の安全の確保を最優先することを念頭に行動すること。
- (2) 道路啓開に伴うがれき類は、コンクリがら、木くず等の混合状態で持ち込まれることを想定するが、この段階で職員による無理な分別は行わない。
- ※ 分別の徹底は、被害建物の解体撤去等による「解体廃棄物仮置場」への切替えを想定し、専門業者において災害廃棄物の品目ごとに仕分けを行う。
- (3) 現場において環境影響が大きい事案が発生している場合には、生活環境保全課に相談し、助言を受ける。

6 災害時協定団体への要請

緊急仮置場の開設及び管理運営については、緊急対応として区職員が行うが、災害対策本部設置後、ごみ減量推進課は、速やかに災害時協定（応急対策）の関連団体へ協力を要請し、区職員から災害協定事業者または受託事業者による管理運営に切り替える。

関連資料	【資料編】 ・ 1-3 緊急仮置場30箇所（搬入・搬出経路図）
------	---

を要請し、区職員から災害協定事業者または受託事業者による管理運営に切り替える。

推計-1	災害廃棄物発生量の推計（随時見直し）	主体	ごみ減量推進課
<input type="checkbox"/> 片付けごみの発生量【発災～72h、～1か月】 <input type="checkbox"/> がれき等の発生量【発災～72h、～1か月】			
<p>情報収集司令室から、建物被害の棟数等を情報収集し、災害廃棄物の発生量を推計する。</p> <p>【推計方法：入力シート（エクセルデータ）の自動計算】</p> <p>1 片付けごみの発生量の推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「発災後における災害時粗大ごみ一時置場貯留容量の推移イメージ」関連データ《G○1-1》参照。 <p>2 がれき等の発生量の推計</p> <p>「災害がれき発生量の推計（手法）」関連データ《G2》を用いて推計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「がれき発生量推計計算書（A）」関連データ《G2（別紙1）》 ・ 「がれき発生量推計計算書（B）」関連データ《G2（別紙2）》 <p>発災直後に大まかながれき発生量を把握する際は、関連データ《G2（別紙1）》の全ての建物被害棟数を入力する。その後、全壊・半壊・消失の内訳が明らかになれば関連データ《G2（別紙2）》を使用し推計する。</p> <p>3 発生量の推計は、災害廃棄物処理方針に使用するため、発災後72時間までに行う。その後、詳細な建物被害棟数に応じて、適宜、発生量を更新していく。</p> <p>【注意点】</p> <p>推計方法は、「東京都震災がれき処理マニュアル（平成24年度改訂版）」を準用しているため、改定の際は必要な計算シートを修正すること。</p>			
関連データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 《G2》「災害がれき発生量の推計（手法）」 ・ 《G2（別紙1）》「がれき発生量推計計算書（A）」 ・ 《G2（別紙2）》「がれき発生量推計計算書（B）」 ・ 《G○1-1》「発災後における災害時粗大ごみ一時置場貯留容量の推移イメージ」 ・ 《G2（別紙3）》「区市町村別被害想定結果 全壊」 ・ 《G2（別紙4）》「区市町村別被害想定結果 半壊」 		

片付－1.1	片付けごみ仮置場の選定・設営（一次仮置場）	主体	ごみ減量推進課
□ 片付けごみの仮置場の選定【発災24～72h】			
<p>発災後、区民の避難行動等が落ち着いた後は、粗大ごみや廃家電等の片付けごみの排出が想定されるため、ごみ減量推進課が「片付けごみ仮置場」の選定を行う。</p> <p>1 片付けごみの仮置場は、一次仮置場候補地の区立公園のうち、原則、次の方法により選定する。</p> <p>(1) 緊急仮置場として開設した区立公園は、選定場所から除外する。</p> <p>(2) 建物被害の地域が限定される場合は、その地域内また隣接する地域から選定する。</p> <p>(3) 建物被害が区内全域に渡る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各町名内の一番大きい区立公園を選定する。 ・ 2箇所目を選定する場合は、町名（地域）内の配置バランス等を考慮し選定する。 <p>【例】</p> <p>青井ふれあい公園（青井一丁目3番1号）5,825.42㎡・・・<u>1箇所目選定</u></p> <p>青井公園（青井一丁目11番11号）2,948.20㎡</p> <p>青井南公園（青井二丁目14番23号）2,438.54㎡・・・・・・・・<u>2箇所目選定</u></p> <p>(4) 当初選定の場所が不足する場合は、順次、追加選定を行う。</p> <p>【参考】災害廃棄物処理計画上の必要面積（処理期間を1年間と想定）</p> <p>最大必要面積：発災後3か月目に110,000㎡</p> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区立公園の選定にあたっては、ごみ減量推進課は公園維持課と事前調整のうえ行う。 ・ 選定した区立公園は、仮置場の開設前に、環境政策課が当該住所の町会長・自治会長等に報告を行う。なお、町会・自治会長等の役員については、避難所開設等に従事・避難していることがあるため、必要に応じて区民事務所を通じて報告を行う。 <p>2 事前の現地確認、関係機関の報告等は、「緊急仮置場」に準じて対応する。</p> <p>3 「片付けごみ仮置場」への運搬方法は、区民等による持ち込みとする。</p> <p>持ち込みが困難な片付けごみについては、町会・自治会等近隣住民や、ボランティア等の支援による運搬方法の確保について、町会自治会を所管する地域調整課、災害ボランティアを所管する総務課、人事課、足立区社会福祉協議会等と調整する。</p>			
関連資料	<p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2－一次仮置場候補地一覧 		

片付－ 1. 2	片付けごみ仮置場の選定・設営（一次仮置場）	主体	環境政策課 ごみ減量推進課 足立清掃事務所
----------	-----------------------	----	-----------------------------

片付けごみの仮置場の開設、管理運営【発災 1 週間～】

「片付けごみ仮置場」の開設・管理運営は、災害協定事業者または受託事業者が実施するまでの間、足立清掃事務所から割当を行う。不足の場合は、他課に割当を行う。

1 開設・管理運営従事者

(1) 環境政策課は、環境部所属の従事割当を行う。

従事者数は、1箇所あたり3名から5名程度を配置する。

(2) 環境政策課は、環境部職員による管理運営従事者に不足が生じる場合、地域のちから推進部（地域調整課）へ応援要請を行う。

(3) 環境政策課は、環境部・地域のちから推進部（がれき部）職員による管理運営従事者に不足が生じる場合、情報収集指令室を通じて、庁内職員の応援要請を行う。

(4) ごみ減量推進課は、区職員から災害協定事業者または受託事業者による管理運営に切り替えるため、災害協定または委託契約による仮置場管理運営者の変更に関する準備を行う。

2 開設時間

原則9時から17時の範囲で検討し、時季や運用状況等に応じて、順次見直す。

3 受付・持込方法

(1) 持込ごみの対象は、被災家屋の片付けで排出された粗大ごみ、廃家電等とする。

(2) 足立清掃事務所は、入口付近に、案内表示と受付を設置し、従事者は、持込者（持込支援者含む）の住所・氏名・主な持込ごみ（個数）等を聞き取り、受付簿（住所、氏名、連絡先、対象品目等）を記入する（必要に応じて、持込者の身分証提示等の確認も検討する）。

※ 受付簿については、「持込ごみ 受付簿（案）」関連データ《G1》参照。

(3) 足立清掃事務所は、持込ごみのチェックを行い、問題がなければ荷卸し場所へ誘導する。

生活ごみ（平常時に区が収集している燃やすごみ、燃やさないごみ、資源等）、危険物等は、原則持込み禁止とし、区の処理方針等に基づく排出方法を案内する。

(4) 足立清掃事務所は、次の品目ごとの荷卸し場所を配置し、従事者は持込者の車両誘導等を行い、荷卸しや分別が速やかに行えるよう可能な限り支援する。

【主な分別品目】

粗大ごみ（畳、布団、家具等）、廃家電4品目、家電製品（4品目以外）、消火器等の処理困難物（可能な限り品目ごとにまとめ、分別を徹底する。）

(5) 事業系廃棄物の持込みは、原則禁止とする。

4 管理・運営方法

火災防止対策、環境保全対策については、原則、緊急仮置場の運用に準じるものとし、適宜、必要な対応を行う。

5 災害協定団体への要請

緊急仮置場と同様に「片付けごみ仮置場」の管理運営については、速やかに災害時協定（応急対策）の関連団体へ協力を要請し、区職員から関連団体による管理運営に切り替える。

また、管理運営のほか、次の事項についても要請する。

- (1) 案内・誘導表示板等の作成、設置
- (2) 車両等の必要な機材を準備し、廃棄物の積み上げや整理に係る作業
- (3) 持込件数の減少等による「片付けごみ仮置場」の集約作業等
- (4) 火災防止対策、不法投棄対策、衛生対策、飛散防止対策

関連 データ	・《G1》「持込ごみ 受付簿（案）」
-----------	--------------------

解体－１．１	解体廃棄物仮置場の選定・設営（一次仮置場）	主体	ごみ減量推進課
□解体廃棄物仮置場必要面積の算定方法【発災７２h～随時】			
<p>建物被害の解体・撤去に伴う「解体廃棄物仮置場」の必要面積を算定する。</p> <p>【推計方法：入力シート（エクセルデータ）の自動計算】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「仮置場必要面積の算定」（関連データ《G3》）を使用する。 「一次仮置場必要面積計算書」（関連データ（別紙１）《G3》）のセルに、【推計－１】「災害廃棄物発生量の推計（随時見直し）」において推計した組成別がれき発生量の数値を入力する。 数値を入力すると自動的に必要面積が計算される。 <p>必要面積＝がれき発生量÷がれき単位容積重量÷積み上げ高さ×（１＋作業スペース割合） （平成２４年度 東京都環境局「震災発生時のがれき処理に関するワークショップ」資料）</p> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災防止、安全面等の観点から、木くず等の可燃性がれきの積み上げは、5m以下とする。 全ての解体廃棄物を一次仮置場に集積する必要はなく、二次仮置場・中間処理施設への直接搬入、広域処理等の対策を速やかに行い、必要となる一次仮置場（面積）を極力少なくする。 			
関連資料	【資料編】 <ul style="list-style-type: none"> ２－一次仮置場候補地一覧 		
関連データ	<ul style="list-style-type: none"> 《G3》「仮置場必要面積の算定【出し入れ計算を考慮しない】」 《G3（別紙）》「一次仮置場必要面積計算書」 《G3（参考１）》「発災後における一次仮置場貯留容量の推移イメージ【出し入れ計算を考慮】」 《G3（参考２）》「一次仮置場に保管可能ながれき推計量計算書」 		

解体－１．２	解体廃棄物仮置場の選定・設営（一次仮置場）	主体	ごみ減量推進課 環境政策課
--------	-----------------------	----	------------------

□解体廃棄物仮置場の選定【発災１週間～】

建物被害の解体・撤去に伴う「解体廃棄物仮置場」の選定及び開設を行う。なお、本マニュアルにおいて受け入れを想定している「災害がれき」以外の「持込禁止物」等についても発生が見込まれることから、国や東京都に「持込禁止物」等の仮置場として使用できる用地の確保について、要請を行う。

- 1 ごみ減量推進課は、解体－１．１「解体廃棄物仮置場必要面積の算定方法」（１７頁）で算定した必要面積分について、原則、次の（１）～（３）の優先順で選定する。
 - （１）緊急仮置場として開設した区立公園を選定し、次に緊急仮置場候補地３０箇所の中で未開設の区立公園を選定する。
 - （２）上記（１）で不足が生じる場合は、可能な限り、仮置場に適した区未利用地等から選定する。その際には資産管理課から情報提供を受けている「区有地等利活用方針 資料編」を参照し、区の未利用地等からの選定について担当所管と調整する。また、国・東京都の仮置場に適した用地がある場合には、災害対策本部を通じて支援要請を行う。
 - （３）原則、建物被害（解体・撤去）場所の隣接地域の区立公園を選定する。

なお、建物被害が区内全域にわたる場合は、次のとおり選定する。

 - ア 下表の各地域内の区立公園から、面積が一番大きい順に選定する（資料編「２－一次仮置場候補地一覧」参照）。
 - イ 上記アの選定場所において、がれき運搬の効率や選定の配置バランスが悪い場合は、地域内において再選定する。
 - ウ 千住地域等の仮置場（面積）が不足する場合は、がれきの運搬効率等を考慮しながら、別地域から必要箇所を選定する。

地域別解体廃棄物仮置場候補地（区立公園）

地域名	公園数	仮置場（公園）面積
北西地域	９５箇所	437,485.08 m ²
北東地域	９６箇所	314,462.79 m ²
南西地域	６１箇所	207,060.47 m ²
南東地域	４６箇所	121,733.58 m ²
千住地域	１５箇所	58,889.54 m ²
合計	３１３箇所	1,139,631.46 m ²

- （４）「解体廃棄物仮置場」の開設は、被害建物の解体・撤去（がれき受入）の進捗状況や二次仮置場への搬出等を順次行うことから、選定場所を一斉に開設する必要はなく、被害建物の解体・撤去の開始場所を考慮しながら、順次開設していく。

【参考】災害廃棄物処理計画上の必要面積（処理期間を３年間と想定）
最大必要面積：発災後８か月目に 800,500 m²

(5) 区立公園の仮置場面積には、防災トイレ場所、物置倉庫等の仮置できない場所も含まれていることや作業スペースを確保する必要等もあることから、その分の仮置場(面積)が不足する場合は、順次、追加で選定を行う。

(6) 区立公園は狭い場所が多いため、がれきの品目ごとに応じた専用の仮置場を検討する。

【例】複数の品目を置くスペースがない場合

- ・ 区立〇〇公園・・・コンクリートがら専用の仮置場
- ・ 区立△△公園・・・木くず、金属くず専用の仮置場

2 管理者及び地域との合意形成を次のとおり行う。

選定にあたって、ごみ減量推進課は、公園維持課等の各管理者と事前調整を行う。また、開設前に、環境政策課は、当該住所の町会長・自治会長等に報告を行う。(緊急仮置場開設に準じる。)

3 事前の現地確認、関係機関の報告等は、「緊急仮置場」に準じて対応する。

解体－1.3	解体廃棄物仮置場の選定・設営（一次仮置場）	主体	ごみ減量推進課
--------	-----------------------	----	---------

解体廃棄物仮置場の管理運営及び環境保全対策【発災1か月～】

建物被害の解体・撤去に伴う「解体廃棄物仮置場」の管理運営を次のとおり実施する。
 なお、管理運営は、災害時協定団体への要請、または受託事業者との委託契約により実施する。

1 開設時間

原則9時から17時の範囲で検討し、時季や運用状況等に応じて、順次見直す。

2 作業人員

- (1) 申請受付・案内 2人から 3人
- (2) 廃棄物（分別）誘導管理 5人から10人
- (3) 交通整理（周辺道路含む） 2人から 3人

3 作業員の装備（安全管理）等

防塵マスク、保護メガネ、安全靴、ヘルメット、作業服、手袋、踏抜き防止中敷、救急セット等

4 運営物資

案内看板（場内案内、順路指示、分別品目表示等）、ロープ、台車、受付・事務用品（机、椅子、テント、カメラ、筆記用具、帳票一式）、消火器、散水設備、防臭剤・消臭剤、殺虫剤、防音シート、遮水シート、分別に必要な重機車両等

5 分別基準

主な分別は次のとおりとし、品目ごとに配置する。なお、防火水槽、防災トイレ、防災倉庫物置倉庫等の利用に支障がないように配置する。

区 分	品 目
災害がれき	コンクリートがら
	木くず
	金属くず
	その他可燃
	その他不燃
配慮が必要な廃棄物	廃家電
	腐敗性廃棄物
	自動二輪等
	有害廃棄物・危険物、その他処理困難物等 （一次仮置場への持込は原則禁止）

※仮置場所が狭い場合等は、品目ごとに応じた専用の仮置場を検討する。

- 【例】
- ・ 区立〇〇跡地・・・コンクリートガラ専用の仮置場
 - ・ 区立〇〇公園・・・木くず、金属くず専用の仮置場

6 持込禁止物

環境保全・危険物対策として、原則、次の特別管理廃棄物や危険物等は、一次仮置場への持込を禁止とし、専門業者での取扱いとする。

ただし、被害状況によって専門業者での受け入れが難しい場合には、「持込禁止物」等の仮置場として使用できる用地の確保について、国や東京都に要請を行う。用地の調整がとれ次第、専用の仮置場を指定する。

放射性廃棄物、感染性廃棄物（血液付着物、注射針等）、水銀廃棄物（体温計等）、アスベスト廃棄物（建材廃棄物等）、動物の死体、毒物・劇物、発火性のあるもの（ガスボンベ、石油、ガソリン、灯油等）、PCBの含有の可能性のあるもの（トランス、コンデンサー等）、

※ 生活ごみ（平常時に区が収集している燃やすごみ、燃やさないごみ、資源等）については、別途区で収集を行うため、一時仮置場では受け入れない。

7 搬入物申請受付

- (1) 申請書（関連データ《G4》）及び搬入事業者名等が確認できる身分証を確認する。
- (2) 搬入物チェックで問題がなければ、車両台数、台貫による計量等を記録し、荷卸し場所へ誘導する。
- (3) 不適正搬入及び他自治体搬入等は、受入を行わない。

※ 計量機器がない場合は、搬入台数（車種別）を記録し、災害廃棄物の体積や比重から計測する。

【参考】 廃棄物の、みかけ比重 可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³)

「東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書」
(平成29年3月) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

8 安全管理及び生活衛生（近隣居住者等への配慮）

(1) 火災防止対策

- ・ 消火器等の消火機材を設置する。
- ・ 消防車両の活動スペースや動線を確保する。
- ・ 住宅等の民地（境界）と廃棄物の離間距離は、3m以上とする。
- ・ 廃棄物の積み上げ高さは、5m以下とする。（廃家電は1m以下）
- ・ 廃棄物の品目ごとの離間距離は、2m以上とする。
- ・ 木くず等の可燃性がれきの設置面積は、200 m²以下とする。

※ 品目ごとの間隔が空けられない場合は、可燃性がれきの設置面積が 200 m²をこえる場合に1本のガス抜き管を設置し、熱を放散させる。

(2) 不法投棄（便乗ごみ含む）、資源持去防止対策

- ・ 搬入物等のチェック、必要な搬入指導を実施する。
- ・ 出入口等の施錠、注意看板等を設置する。
- ・ 夜間警備・パトロールを実施する。

(3) 臭気・衛生対策

- ・ 置等の腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処分を行う。

- ・ 害虫等の対策として、殺虫剤等の薬剤を適宜散布する。
- (4) 飛散防止対策
- ・ 粉じんの飛散防止のため、散水を適宜実施する。
 - ・ ごみ等の飛散防止のため、ブルーシート等で覆いをする。
- (5) 土壌汚染防止対策
- ・ 仮置場閉鎖（原状復帰）時の土壌汚染の評価のため、土壌のサンプル調査を仮置場開設前に行う。
 - ・ やむを得ず、有害物質を取扱う場合は、遮水シート敷設やテント内保管（降雨対策）等を行う。
- (6) アスベスト（石綿）対策
- 各届出等の関係法令・マニュアル等に基づき、関係所管や専門業者等と連携し、適正に取扱う。なお、石綿を含む建設廃材は、原則、被災家屋等の解体撤去の段階で対処し、専門の業者に直接引渡しとする。やむを得ず、解体廃棄物仮置場等で保管する場合は、次のとおりとする。
- ・ コンクリート固化等を行い、シート掛けやフレキシブルコンテナバッグに封入して飛散防止を行う。
 - ・ 原則、解体廃棄物仮置場等では破碎・切断は行わない。
 - ・ 収集運搬のためにやむを得ず破碎・切断する場合は、散水等により十分に湿潤し、必要最小限にとどめる。
- 【参考】環境省「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（改定版）（平成29年9月）
- (7) 環境モニタリング
- ア 大気、臭気
- ・ 腐敗性廃棄物、アスベスト等を保管する場合は、環境影響が大きいと想定される場所で測定確認する。
 - ・ 風下における住居や病院等の環境保全対象の位置で測定確認する。
 - ・ 環境モニタリング地点は、風下となる住居等の環境保全対象が存在する位置に設定する。
- イ 騒音・振動
- ・ 車両走行・荷降ろし場所、重機等の騒音や振動の大きな場所で測定確認する。
 - ・ 作業場所から距離的に最も近い住居等の環境保全対象の位置で測定確認する。
 - ・ 環境モニタリング地点は、発生源と受音点の位置を考慮し、騒音・振動の影響が最も大きいと想定される位置に設定する。
- ウ 土壌
- ・ 仮置きする前の事前調査として、仮置予定場所の土壌試料（10地点程度：災害廃棄物対策指針、技術資料）を採取しておく（土壌汚染対策法では、900㎡、表層50cmで5検体採取とされている）。
 - ・ 仮置場を閉鎖し、原状復帰する際は、事前の採取地点や土壌汚染のおそれのある場所の土壌試料を採取し、土壌汚染を評価する。
- エ アからウについて、環境影響が大きいと想定される場所が複数ある場合は、環境モニタリング地点の複数設定を検討する。

9 日報（記録）等の報告

日々の搬入出量、管理状況、搬入指導、環境モニタリング等の管理運営の状況等については、ごみ減量推進課へ日報（写真付き）として報告する。

なお、緊急事態の際は、警察・消防などに緊急通報のうえ、速やかにごみ減量推進課へ一報する。

10 原状復帰

がれき（保管）処理が終了し仮置場閉鎖時には、ごみ減量推進課は各管理者と調整のうえ、原状復帰を行う。

11 その他、災害協定（事業者）または受託事業者への委託事項

- (1) がれき処理等の支障となる搬入・搬出口整備、工作物等の一時撤去（配置変更）
- (2) 車両走行位置等の鉄板敷設、分別場所等の場内整備、案内看板製作及び設置
- (3) がれき等の計量用の台貫設置
- (4) 作業員の装備品、重機等の準備
- (5) 廃棄物の分別作業
- (6) 二次仮置場（処理施設）等の受入基準に合致させるために必要ながれき等の切断
- (7) 二次仮置場（処理施設）等へのがれき等の運搬（搬出）
- (8) 仮置場での問い合わせ対応
- (9) ごみ減量推進課との各種調整事項
- (10) その他、仮置場の管理運営等に必要な事項

関連資料	【参考資料】 <ul style="list-style-type: none">・ 仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項（環境省）・ 災害廃棄物仮置場の返還に係る土壌調査要領（岩手県）
関連データ	<ul style="list-style-type: none">・ 《G4》「災害廃棄物搬入申請書（例：知立市、阿見町）」

解体－２	被災家屋の公費解体撤去	主体	ごみ減量推進課
------	-------------	----	---------

□被災家屋等の公費解体撤去の対象・範囲及び実施方法【発災２週間～】

発災による被災家屋等の解体撤去は、本来、私有財産の処分であり、原則、所有者の責任によって行うべきであるが、特例措置として、国費投入により市区町村が所有者に代わり被災家屋等を解体撤去する場合がある。

その際は、専門的分野の事業となるため、環境部及び地域のちから推進部によるがれき部だけでなく、予算措置や解体工事等について政策経営部、都市建設部（建築室等）等と連携し実施していく。

１ 公費で解体する建物の対象および撤去工事等の対象、範囲

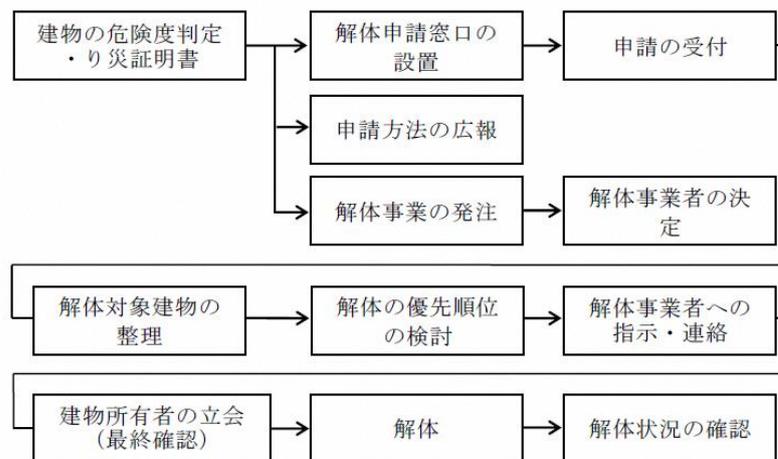
補助金対象の適否等は、発災後の環境省の通知を確認する（東日本大震災および熊本地震では、罹災証明の判定で半壊以上が補助対象として認められた）。

【参考】

環境省通知（環廃対発第 0502003 号）「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成 23 年 5 月 2 日）も参照する（平成 23 年 5 月 27 日改正）。

<https://www.env.go.jp/jishin/attach/no110527004.pdf>

（公費解体における手順の例）



出典：災害廃棄物対策指針

２ 災害協定団体への要請または委託契約等

- （１）発災直後の危険家屋等の緊急解体は、応急対策の災害協定団体（事業者）へ依頼し実施する。
- （２）罹災証明が発行されてからの公費解体については、申請件数が少ない場合は、1 件ごとに解体工事の設計を行い、入札等の委託契約により業者を設定する。
- （３）大規模災害において、上記（２）が現実的でない場合は、応急対策の災害協定団体における地域ごとの班編成等を検討し、計画的な解体撤去を進める。

3 都市建設部（建築室等）への執行委任

アスベスト含有成形板等のレベル3の建材は多くの家屋に使用されており、災害時の被害建物の解体撤去における、アスベストの取扱いや建築リサイクル等の実施等においても、関連法令に沿って適正に処理を進めていくことが求められる。

また、床面積の合計が80㎡以上の解体工事等（建設リサイクル法の対象となる工事）は、東京都知事への届出等が義務付けられているため、災害時においても、緊急を要する場合等を除き、建設リサイクル法に準じた解体撤去を行う必要がある。

建築事業の専門分野については、都市建設部（建築室等）と連携をとり、必要に応じて都市建設部（建築室等）への執行委任を行うなど、適切な被害建物の解体撤去を行っていく。

関連資料	<p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 3ーアスベスト含有建材と製造時期 <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「目で見えるアスベスト建材（第2版）」国土交通省 <p>URL : http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf</p>
------	---

契約－1	災害廃棄物処理に係る契約事務	主体	ごみ減量推進課
<input type="checkbox"/> 災害廃棄物に係る契約事務について（仕様書見本等）【発災4週間～】			
<p>発災直後は、災害協定に基づく事業者（随意契約）の迅速な対応が欠かせないが、緊急的な対応はいつまでも続けることはできないため、各契約においては、公平性・透明性の競争を確保し、適正な手続きによる委託契約を行うよう努める。</p> <p>1 単価（予定価格）の設定</p> <p>（1）協定に定めがない場合や協議事項と定められている場合は、物価本や公共工事積算単価等の公表されている金額を用いる。</p> <p>（2）事業者不足、予定価格と実価格の乖離がある場合は、事業者から見積書を徴収し、単価（予定価格）を設定する。</p> <p>2 業者選定</p> <p>災害協定に基づく事業者（随意契約）から、入札、見積合せ、プロポーザル方式など、次の契約に切り替える。</p> <p>（1）災害廃棄物処理量等の総額が算定できれば、総価契約、清算払いなどを検討する。</p> <p>（2）災害廃棄物処理量等を見込むことが困難な場合は、単価契約などを検討する。</p> <p>（3）仮置場の管理運営については、災害廃棄物処理に関する専門的な見識（知見）を有する廃棄物処理業者、またはコンサルタント事業者による設計・監理等の技術提案の導入も検討する。</p> <p>3 契約に係る注意点</p> <p>（1）廃棄物処理の再委託は、通常不可とされているが、大規模災害時は特例措置として再委託が可能（廃棄物処理法施行令第4条）となるため、受託者の申し出により、必要に応じて承認する（生活ごみの収集運搬の再委託は不可）。</p> <p>（2）下請事業者による再委託（孫受）は、フェンス設置、場内整備業務、警備業務等は可能とし、直接的な廃棄物処理は不可とする。</p> <p>（3）有価物の引き取りや売却等は、別途、区が事業者を選定する。</p> <p>4 国庫補助金に伴う災害査定に備え、次の書類等を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約理由、金額の妥当性（緊急性はどうか。設計金額と比べてどうかなど。） ・ 契約相手方の選定方法 ・ 見積書徴収事業者の選定方法 ・ 単価契約の場合の諸経費の根拠（通常災害では、諸経費が補助対象ではないため、単価に含まれる諸経費等の内訳を明確にする。） <p>「東日本大震災及び熊本地震は、例外的に諸経費が補助対象として認められた。」</p>			

災害廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）仕様書 （参考）

1 目的

〇〇〇〇年〇月〇日からの〇〇災害（大雨災害、台風、地震等）により足立区で発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）について、被災地域のごみ集積所等から〇〇まで運搬することを目的とする。

2 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがあったとしても、本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、受託者の責任において準備しなければならない。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 災害廃棄物収集運搬業務委託
- (2) 委託業務場所 被災地域（〇〇地域、〇〇地域、〇〇地域、〇〇地域）
- (3) 委託期間 契約期間は、契約締結の日から〇〇〇〇年〇月〇日までとする。
- (4) 契約の方法 単価契約とする。
- (5) 事業範囲 被災地域のごみ集積所等から〇〇までの災害廃棄物の収集運搬業務

4 一般的事項

- (1) 〇〇の所在地
東京都足立区〇〇〇丁目〇〇〇番〇号
- (2) 足立区が指定する仮置場
 - ① 〇〇仮置場：足立区〇〇〇丁目〇〇〇番〇号
 - ② 〇〇仮置場：足立区〇〇〇丁目〇〇〇番〇号
 - ③ 〇〇仮置場：足立区〇〇〇丁目〇〇〇番〇号（※多い場合は、記載は別紙にする）

5 搬入方法

搬入方法は、受入先の受入条件によること。

6 収集運搬業務等の遵守事項

- (1) 収集運搬業務は、積載物を飛散又は流出させないように措置を講じること。
- (2) 業務に必要な人員、運搬に使用する車両等は受託者で用意すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、交通法規及びその他関係法令を遵守すること。
- (4) 保険は、対人・対物保険等に受託者が加入し、予想される事故等にあらかじめ備えること。
- (5) 災害により道路の損壊や作業環境の悪化のおそれがあることから、作業の実施にあたっては、作業前に環境部ごみ減量推進課と打合せを行うこと。

7 報告等

作業車両毎に「災害廃棄物収集運搬業務日報」を作成し、翌月15日までに提出すること。また、〇〇に搬入した分については、計量伝票を添付すること。

8 その他

- (1) 委託料は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
 - (2) 本仕様書に記載されていない事項は、発注者の指示に従うこと。また、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、環境部ごみ減量推進課と協議すること。
-

関連 資料	<p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 4－災害廃棄物収集運搬業務日報・ 6－ 災害廃棄物に関する足立区との災害協定 <p>(2)「災害時における被災建築物の解体撤去等への協力に関する協定」【足立解体防災協力会】</p> <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 横手市災害廃棄物処理計画 資料編（平成31年4月）
----------	--

生活ごみ－１	ごみ・資源収集運搬作業の中止判断基準	主体	足立清掃事務所
<input type="checkbox"/> ごみ・資源収集作業の中止基準【発災～２４h】 <input type="checkbox"/> 風水害予想時の作業体制の確保【風水害予報～】			
<p>1 収集運搬作業の中止判断基準（一時中止を含む）</p> <p>（１）風水害の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベル４（氾濫危険水位）以上で避難指示が発令された区域は、作業中止 ※ 避難指示が発令されていない区域は、原則、収集作業を実施 <p>（２）地震災害の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の震度が５弱以上となった場合は、区内全域で作業中止 ・ 緊急道路障害物除去路線の道路啓開が行われる場合は、区内全域で作業中止 <p>（３）その他区長が中止を判断した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助等の緊急優先的対応または、職員の安全確保の観点から、区長が資源・ごみ等の収集運搬作業の中止を判断した場合（国民保護対処事態の発生等） <p>2 洪水被害なく避難指示が解除された時の収集運搬作業再開</p> <p>（１）避難指示が区内全域に発令された場合</p> <p>収集日当日の正午まで（※１）に解除されれば収集運搬作業再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示が発令されている間は待機 ・ 一部でも解除されしだい順次、収集運搬作業を実施 <p>※１ 状況によっては、燃やさないごみの収集を中止し、燃やすごみを優先的に収集する。</p> <p>（２）避難指示が区内一部地域にのみ発令された場合</p> <p>収集日当日の午後２時までに解除されれば収集運搬作業再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示が発令されていない区域は、通常どおり収集運搬作業を実施 ・ 避難指示が解除されしだい順次、収集運搬作業を実施 <p>3 風水害予想時等のごみ・資源収集運搬作業体制の確保</p> <p>公共交通機関による風水害等に備えた計画運休の見通しの発表等があった場合は、職員は次の方法により作業に備え、体制を確保する。</p> <p>（１）勤務時間内の場合、必要な職員は所属内の宿泊等により作業に備える。</p> <p>（２）勤務時間外（自宅等）の場合、必要な職員は計画運休の開始時間を見越して、公共交通機関等を利用して参集し、作業に備える。</p> <p>（３）計画運休中や夜間等によりやむを得ない事情の場合は、自家用車等による参集を可とする。</p> <p>※ 雇上等の行政委託の事業者については、区の作業体制を参考にするなど、事業者内の作業体制が確保できるよう、協力の呼びかけを行う。</p> <p>台風等の荒天時は、区民もごみを出すことを控えるため、ごみ量は少ない。その分、翌収集日にごみ量が増えるため、対策車を増やし収集運搬体制を確保する。</p>			

生活ごみ－2	避難所の開設状況とごみ保管場所の確認	主体	環境政策課 足立清掃事務所
<input type="checkbox"/> 避難所開設状況等の確認【発災24～72h】			
<p>発災後24時間経過後の避難所開設状況を把握し、避難所等のごみ及びし尿の収集運搬に備える。</p> <p>1 環境政策課は、情報収集指令室から、次の事項の情報を収集する。</p> <p>(1) 避難所開設状況と各避難所の避難者数</p> <p>(2) アースイントイレ（仮設トイレ73基）の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校45基 ・ 中学校24基 ・ 旧本木東小1基、東京未来大学1基 ・ 千住旭公園1基、南宮城公園1基は、避難所指定ではないが、設置の場合はし尿収集計画に組み入れる。 <p>(3) 地下レット（仮設トイレ2基）の設置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立工業高校1基、荒川商業高校1基 <p>(4) ごみ保管場所（ごみ置き場）の位置</p> <p>避難所マニュアルでは、「ごみの置き場は指定場所とする」とされていることから、主に通常の保管場所を想定する。避難所運営本部がそれ以外の場所を指定した場合で、避難者の安全面、車両進入等に支障がある場合は、災害対策課または避難所運営本部と調整し、保管場所の変更等を依頼する。</p> <p>(5) 各避難所の被害状況</p> <p>環境政策課は、門扉破損等により、避難所内の車両進入不可等の情報を入手した場合は、災害対策課または避難所運営本部と調整のうえ、足立清掃事務所に入手した情報を伝える。足立清掃事務所は、ごみ及びし尿の収集方法を検討する。</p> <p>2 分別方法</p> <p>避難所マニュアルでは、燃やすごみ、燃やさないごみ、ペットボトル、びん、缶の5種類の分別とされている為、足立清掃事務所は各避難所におけるごみ分別方法を改めて確認する。</p> <p>3 収集方法</p> <p>足立清掃事務所は、処理施設の受入状況を確認し、原則、直営（車両）により収集する。なお、直営車両の収集運搬が困難となる粗大形状等のごみは、災害協定事業者または受託事業者の人員・車両による収集を検討する。</p>			
関連資料	【資料編】 ・ 5－アースイントイレ、地下レット設置場所一覧		

生活ごみ－3	収集計画策定方法の確立	主体	環境政策課 足立清掃事務所
<input type="checkbox"/> 集積所の被害状況把握【発災～1週間】 <input type="checkbox"/> 集積所被害時の対応【発災～1週間】			
<p>足立清掃事務所は、集積所の被害状況等を把握し、集積所被害時の対応を行う。</p> <p>1 集積所の被害状況等の把握</p> <p>(1) ごみ・資源・戸別訪問収集等の現場従事の職員は、必要な緊急通報等の他、可能な限り集積所の被害状況を確認し、足立清掃事務所へ報告する。</p> <p>(2) 環境政策課は、情報収集指令室から道路等の被害状況の情報を収集し、足立清掃事務所に収集した情報を伝える。</p> <p>(3) 足立清掃事務所は、道路被害情報から、集積所の被害状況場所を想定する。</p> <p>(4) 収集の再開にあたり、足立清掃事務所は、集積所の被害等により収集に支障がないか事前に収集ルートの実地確認をする。</p> <p>2 集積所被害時の対応</p> <p>(1) 被害のない近隣の集積所への排出とし、周辺の区民にチラシ等で案内する。</p> <p>(2) 地域の面的被害により、多くの集積所での収集が困難な場合は、近隣の避難所（拠点の集積所）への排出を検討する。その際は、災害対策課及び避難所運営本部と調整を行う。</p> <p>(3) 上記(1)(2)への排出が困難な区民については、町会・自治会等近隣住民やボランティア等の支援による排出方法の確認について、町会自治会を所管する地域調整課、災害ボランティアを所管する総務課、人事課、足立区社会福祉協議会等と調整する。</p>			

生活ごみ-4	ごみの発生量・処理量の推計	主体	ごみ減量推進課 足立清掃事務所
□ ごみの発生量（処理量）の推計（随時見直し）【24h～】			
<p>ごみ減量推進課は、足立清掃事務所と連携し、ごみの発生量（処理量）を推計する。</p> <p>1 避難所ごみ 避難所ごみ排出量は、以下の計算式で推計する。</p> $\text{ごみ発生量（t/日）} = \text{避難所生活者数（人）} \times \text{排出原単位（g/人・日）} \div 10^6$ <p>【試算（仮定）】 106.6（t/日）=182,560（人）※×583.7（g/人・日※¹）÷10⁶ ※避難所生活者数（人） ※¹粗大ごみ以外の生活系ごみの実績（平成29年度）</p> <p>2 粗大ごみ（生活ごみ） 粗大ごみについては、以下の計算式で推計する。</p> $\text{災害時粗大ごみ収集量（t）} = \text{平時の発生量（t）} \times 172.56（\%） \div 100$ <p>【試算（仮定）】 7,620（t）=4,416（t）※³×172.56（%） ※²神戸市における阪神淡路大震災のときの発生状況（前年度の比率） ※³平成29年度実績</p> <p>3 避難所以外の生活ごみ 避難所以外の災害時の生活ごみ発生量は、以下の計算式で推計する。</p> $\text{ごみ発生量（t/日）} = \frac{\text{人口（人）} - \text{避難所生活者人口（人）} \times \text{排出原単位（g/人・日）}}{10^6}$ <p>【試算（仮定）】 293.5 t/日 = (685,447人※⁴ - 182,560人) × 583.7 g/人・日 ÷ 10⁶ ※⁴H30. 1. 1人口</p> <p>※人口は被災および避難の状況等、排出原単位は収集実績に応じて適宜見直しを行う。</p>			
関連 データ	<ul style="list-style-type: none"> ・《G01》「災害時のごみ発生量の推計方法」 ・《G01-1》「発災後における災害時粗大ごみ一時置場貯留容量の推移イメージ」 		

生活ごみ－５	収集運搬の実施	主体	足立清掃事務所
<input type="checkbox"/> 作業計画の作成（随時見直し）【72h～】 <input type="checkbox"/> 人員・機材要請【72h～】 <input type="checkbox"/> 収集運搬【72h～】			
<p>足立清掃事務所は、集積所の被害状況、避難所の開設状況、処理施設の受入状況等を踏まえ、作業計画を作成し、収集運搬を開始する。</p> <p>1 避難所ごみ</p> <p>(1) 原則、避難所ごみの収集ルートを作成し、直営による収集を行う。</p> <p>(2) 直営車両での収集が困難なごみについては、災害協定事業者や受託事業者による収集を検討する。</p> <p>2 生活ごみ（避難所以外のごみ）</p> <p>(1) 収集ルートは、原則、平常時のルートとする。</p> <p>(2) 人員・機材の不足については、雇上契約に基づき清掃協議会へ要請する。</p> <p>なお、「災害時における雇上車両の配車マニュアル」に基づき、23区の車両の需要が増大し、配車要請が予備車を含めた全体の在庫可能台数を上回った場合は、特別区の災害時体制に移行し、平常配車計画が撤回され、全て臨時車として扱われる。</p> <p>3 特別区の災害体制</p> <p>被害状況確認、配車手続き等の各対応（各種様式）については、「災害時における雇上車両の配車マニュアル」（別添）に基づき実施する。</p>			
関連資料	<p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における雇上車両の配車マニュアル」（平成30年5月改定）東京二十三区清掃協議会 ・足立区地域防災計画（資料編・応急対策の協定事業者） ・「災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて」環境省 		
関連データ	<ul style="list-style-type: none"> ・《G○2》「必要台数調査票（雇上業者の被災状況の把握と配車調整）」 ・《G○3》「ごみ処理に必要な運搬車両の支援について（要請様式）」 ・《G○4》感染性廃棄物の取扱い 		

し尿－１	下水道・処理施設等の被害状況の確認	主体	環境政策課 ごみ減量推進課
<input type="checkbox"/> 被害状況の把握【発災～４８h】 <input type="checkbox"/> 仮設トイレ設置状況の把握【発災～４８h】			
<p>し尿の収集運搬・搬入（処理）に備え、次の状況把握を行う。</p> <p>1 被害状況の把握</p> <p>（１）協定事業者</p> <p>ごみ減量推進課は、次の災害協定事業者から車両等の被害状況を確認する。その際、「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定」に基づく要請に備えるよう連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社 正丸組（電話 03-3899-5647） ・ 東武清掃 株式会社（電話 03-3899-2004） ・ 東栄興業 株式会社（電話 03-3897-8606） ・ 株式会社 丸三興業（電話 03-3849-6321） ・ 鹿浜興業 株式会社（電話 03-3897-1326） ・ 有限会社 環境衛生協会（電話 03-3605-3328） <p>（２）下水道施設</p> <p>ごみ減量推進課は、次の東京都下水道局担当から当該下水道施設の被害状況を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中川水再生センター（設備管理担当：電話 03-3606-2812）：24 時間体制 ・ みやぎ水再生センター（設備管理担当：電話 03-3919-7458）：24 時間体制 ・ 東京都下水道局指定のし尿入孔場所（マンホール型耐震構造 5 箇所） 【千住東二丁目 2 4 番、扇一丁目 1 7 番、六町四丁目 1 番、西伊興町 4 4 番（都立舎人公園）、入谷六丁目 3 番】 東京都下水道局東部第二下水道事務所（管路施設担当：電話 03-5680-1552） <p>2 仮設トイレ設置状況の把握</p> <p>環境政策課は、次の仮設トイレ設置状況を情報収集指令室から確認し、ごみ減量推進課と足立清掃事務所に連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の仮設トイレ設置場所・基数等（30 頁参照） ・ 避難所以外（避難場所等）の仮設トイレ設置場所・基数等 			
関連資料	【資料編】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 5－アースイントイレ、地下レット設置場所一覧（再掲） ・ 6－災害廃棄物に関する足立区との災害協定 （１）災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定 ・ 7－災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受け入れ並びにマンホールトイレ設置に関する覚書 		
関連データ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 《共 1》「被災状況報告様式」（特別区用） 		

し尿-2	収集資機材（車両等）の確認・支援要請	主体	ごみ減量推進課 足立清掃事務所
<input type="checkbox"/> 作業計画の作成（随時見直し）【発災24h～】			
<p>足立清掃事務所は、し尿収集車両台数（協定事業者）、下水道施設の受入状況、仮設トイレ設置状況等を踏まえ、作業計画を作成し、ごみ減量推進課に報告する。</p> <p>1 し尿収集車両の必要台数 必要とする収集運搬車両（台数）＝し尿発生量（kg）/3,000（kg）/2（回/台数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両の積載量：3,000L（特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン） ・ 車両1台1日当たりの処理回数：2回/日 ・ 収集頻度：3日に1回 <p>2 し尿搬入（処理）の下水道施設</p> <p>（1）水再生センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中川水再生センター（足立区中川五丁目1番1号） ・ みやぎ水再生センター（足立区宮城二丁目1番14号） <p>（2）東京都下水道局指定のし尿入孔場所（マンホール型耐震構造5箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区千住東二丁目24番 ・ 足立区扇一丁目17番 ・ 足立区六町四丁目1番 ・ 足立区西伊興町44番（都立舎人公園） ・ 足立区入谷六丁目3番 <p>3 し尿収集及び搬入（処理）</p> <p>（1）災害協定事業者の使用可能な車両数を確認し、し尿収集ルートを作成する。</p> <p>（2）し尿収集ルート作成は、原則、仮設トイレ用、し尿世帯用に分けて行う。 なお、仮設トイレ収集は、地域分割により協定事業者の収集割当を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレのし尿収集ルート（○○地域：○○協定事業者等） ・ し尿世帯のし尿収集ルート（年度契約事業者等） <p>（3）東京都下水道局指定のし尿入孔場所は路上であることから、し尿搬入先は、中川水再生センター及びみやぎ水再生センターを計画する。</p> <p>（4）仮設トイレ設置状況、収集量、効率性等の観点から、東京都下水道局指定のし尿入孔場所（マンホール型耐震構造5箇所）を利用したほうが良いと判断した場合は、し尿搬入先として順次計画する。</p> <p>4 品川清掃事務所及び民間処理施設 品川清掃作業所及び民間処理施設（令和2年4月1日協定締結）へのし尿搬入は、特別区災害廃棄物処理初動本部または対策本部との調整のうえ、順次計画する。</p>			

※推計について

し尿の発生状況把握と発生量・処理量 (k L/日)

$$= \text{仮設トイレを必要とする人数 (人)} \times 1.7 \text{ (L/人・日)} / 10^3$$

仮設トイレを必要とする人数 (人)

$$= \text{仮設トイレを必要とする避難者数 (人)} + \text{断水による仮設トイレ必要者数 (人)}$$

※計算方法については、関連データ《初期入力1～3》のし尿部分を参照。

※1.7L/人・日：1人1日平均排出量

(足立区災害廃棄物処理計画)

※最新の避難者数、下水道復旧状況等を踏まえ、し尿発生量の見直しを行う。

<p>関連資料</p>	<p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8-し尿搬入(処理)の下水道施設 <ul style="list-style-type: none"> (1) 足立区仮設管内マンホールトイレ設置人孔・し尿受け入れ人孔位置図 (2) 千住東二丁目24番(入孔場所地図・写真) (3) 扇一丁目17番(入孔場所地図・写真) (4) 六町四丁目1番(入孔場所地図・写真) (5) 西伊興町44番(入孔場所地図・写真)(都立舎人公園) (6) 入谷六丁目3番(入孔場所地図・写真) (7) 中川水再生センター：し尿受け入れルート(平面図) (8) みやぎ水再生センター：し尿受け入れルート(平面図)
<p>関連データ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・《初期入力1～3》 ・《S1》「東京都への資機材等の要請」 ・《S1(別紙1)》「要請書様式」

し尿－3	収集運搬の実施	主体	ごみ減量推進課 足立清掃事務所
□ し尿の収集運搬、搬入（処理）【発災４８h～】			
<p>各事業者との災害協定及び東京都下水道局との覚書に基づき、足立清掃事務所はし尿の収集及び下水道施設へ搬入（処理）を開始する。</p> <p>1 仮設トイレの収集体制等</p> <p>(1) 災害協定事業者とともに、原則、足立清掃事務所職員も立ち会う。</p> <p>(2) 人数は、収集作業、周辺の安全管理面等も含めて、災害協定事業者と足立清掃事務所職員合わせて、原則４人以上とする。</p> <p>(3) 搬入先は作業計画に基づき、「水再生センター」及び「東京都下水道局指定のし尿入孔場所（マンホール型耐震構造５箇所）」とする。</p> <p>2 し尿世帯の収集体制等</p> <p>(1) 原則、年度契約の委託事業者（３名）による収集とする。</p> <p>(2) 搬入先は作業計画に基づき、水再生センターとする。</p> <p>なお、し尿世帯の便槽破損等を把握し際は、可能な限り汲み取りを行い、臭気等の公衆衛生等に問題があれば、情報収集指令室を通じて、消臭等の対応を衛生部等に要請する。</p> <p>3 下水道施設への事前連絡</p> <p>足立清掃事務所が策定した作業計画に基づき、ごみ減量推進課は原則、し尿搬入（処理）を行う前日までに、し尿搬入施設となる次の東京都下水道局担当へ、概ねの搬入時間・予定量の事前連絡を行う。</p> <p>なお、２回目以降の事前連絡の有無は、東京都下水道局担当と調整し決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中川水再生センター（設備管理担当：電話 03-3606-2812）：24 時間体制 ・ みやぎ水再生センター（設備管理担当：電話 03-3919-7458）：24 時間体制 ・ 東京都下水道局指定のし尿入孔場所（マンホール型耐震構造５箇所） 【千住東二丁目２４番、扇一丁目１７番、六町四丁目１番、西伊興町４４番（都立舎人公園）、入谷六丁目３番】 東京都下水道局東部第二下水道事務所（管路施設担当：電話 03-5680-1552） <p>4 避難所等の仮設トイレの収集方法</p> <p>(1) ごみ減量推進課は、原則、収集開始の前日までに、情報収集指令室を通じて、避難所運営本部等の管理者へ、し尿収集日（収集ルート）等を周知する。</p> <p>(2) 車両を施設に入れる場合には、原則、学校管理者等に立ち会い求めるなど、校庭埋設物等の位置を確認し、設備等の破損及び避難者等の安全管理に注意する。</p> <p>(3) 収集の開始及び終了の際は、避難所等の運営本部等の管理者にその旨の報告を行う。</p> <p>5 下水道施設へ搬入（投入処理）方法</p> <p>(1) 水再生センター【資料編１０参照】</p> <p>施設に到着したら、当該施設担当者の指示に従い、指定場所へ投入（処理）する。</p>			

(足立清掃事務所作業員は、搬入直前に設備管理担当へ連絡し、可能であれば施設出入口に当該施設担当者の配置及び車両誘導等を依頼する。)

(2) 東京都下水道局指定のし尿入孔方法【資料編 8、9 参照】

ア し尿の搬入前に、当該入孔場所の所轄の警察署へ、道路使用に関する事前連絡を行う。

- ・ 綾瀬警察署 03-3620-0110
- ・ 千住警察署 03-3879-0110
- ・ 竹の塚警察署 03-3850-0110
- ・ 西新井警察署 03-3852-0110

イ 足立清掃事務所で保管しているマンホール用蓋の鍵とバールを持っていく(災害対策課でも保管)。

ウ マンホール蓋を開ける前に、資料編 8 の各入孔位置図・写真等を参考にし、災害用マンホールであることを確認する。

エ マンホール蓋を開錠し、蓋を開ける

オ マンホール蓋の開閉、し尿投入等の作業中は、作業員及び周辺等の十分な安全管理を行う。

カ 作業終了後は、マンホール蓋・鍵をしっかりと閉め、安全管理等の確認を行う。

6 し尿入孔場所等の被害

ごみ減量推進課は、マンホール蓋の開閉不具合等により使用できない場合等は、東京都下水道局東部第二下水道事務所(管路施設担当：電話 03-5680-1552)へ報告する。また、周辺道路等が、がれき等の支障により、し尿収集ができない場合は、情報収集指令室を通じて道路啓開等の対応を要請する。

7 作業日報等の記録作成

足立清掃事務所は、し尿収集場所・下水道施設への搬入量等の作業日報を作成する。また、定期的に写真の記録を残し、作業日報と併せて各種補助金等見据え資料を保管する。

【注意】

東京都下水道局指定のし尿入孔場所(マンホール型耐震構造 5 箇所)は、区及び東京都下水道局との覚書に基づき、平時の訓練等も行われているが、路上におけるマンホールトイレ使用に関する警察との覚書等の規定はない(警察との連携等は検討事項)。

関連資料	【資料編】 ・ 9 - マンホール用蓋の開け方 (東京都下水道局指定のし尿入孔場所) ・ 10 - 水再生センター連絡先一覧
関連データ	・ 《S2》仮設トイレの準備品等一覧

方針－1.1	災害廃棄物処理方針	主体	環境政策課 ごみ減量推進課
--------	-----------	----	------------------

災害廃棄物処理方針（暫定版）案の策定【発災～24h】

発災直後の混乱下においても、区民へ緊急的に周知すべき必要事項を整理し、「災害廃棄物処理方針（暫定版）案」を速やかに策定する。

【主な記載事項】

- 1 緊急仮置場開設に関すること。
- 2 ごみ・資源収集運搬の平常作業の一時中止に関すること。
- 3 生活ごみの家庭内一時保管に関すること。
- 4 片付けごみ等の路上及び空き地等への排出禁止に関すること。
- 5 その他、必要事項

【記載（案文）例】

- 1 件 名 足立区災害廃棄物処理方針（暫定版）について
- 2 内 容 ○時○分に発生した地震災害について、緊急的な災害廃棄物処理を実施するため、次のとおり区の方針を定める。
 - (1) 緊急道路障害物除去路線の道路啓開等に伴うがれきを受入れるため、足立区災害廃棄物処理計画に基づき、次の施設を緊急仮置場として開設する。

施設名称	所在地	開設日

- (2) 緊急道路障害物除去路線の道路啓開実施等に伴い、当面の間、ごみ・資源収集運搬の平常作業を一時中止する。
- (3) ごみ・資源収集運搬の平常作業の一時中止に伴い、生活ごみについては、収集運搬再開までの間、各家庭内において一時保管するものとし、区民へ協力を呼びかける。
- (4) 区民及び事業者は、片付けに伴う粗大ごみや廃家電、畳等の腐敗性廃棄物等については、路上や空き地等に不適正に排出してはいけない。区民の片付けごみについては、「片付けごみ仮置場」の開設を検討する。
- (5) 建物被害数に基づくがれき発生量等を推計し、「解体廃棄物仮置場」の開設を検討する。

また、○月○日を目途に、がれき処理等に関する基本的な考え方をまとめた「足立区災害廃棄物処理方針」を策定し、区民や事業者へ周知する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

足立区長 〇〇〇〇

方針－1.2	災害廃棄物処理方針	主体	環境政策課 ごみ減量推進課
□ 災害廃棄物処理方針（暫定版）の決定・周知【発災～24h】			
<p>1 災害廃棄物処理方針（暫定版）の決定 環境政策課は、方針案を災害対策本部（事務局）へ提出し、環境部長または環境政策課長による災害対策本部への報告（了承）を持って決定する。</p> <p>2 災害廃棄物処理方針（暫定版）の周知 （1）ごみ減量推進課は、災害廃棄物処理方針（暫定版）に基づくごみ収集の一時中止や不適正排出の禁止など周知事項を作成する。 災害用特設ホームページ等での周知は、原則、タイトルごとに分けて、タイトルから周知概要がわかるように工夫する。 【タイトル例】 ア 【重要】緊急仮置場開設（がれきの一時保管）のお知らせ イ 【重要】ごみ・資源収集運搬の平常作業の一時中止のお知らせ ウ 【重要】片付けごみ等の路上や空き地等への排出禁止のお知らせ （2）災害廃棄物処理方針（暫定版）及び周知事項について、環境政策課は報道広報課と調整のうえ、災害用特設ホームページ、SNS等により周知する。 （3）「ごみ・資源収集運搬の平常作業の一時中止」、「片付けごみの路上等への不適正排出禁止」の周知事項については、区民影響等が大きいことから、環境政策課は災害対策課と調整し、防災行政無線（固定系）による周知を検討する。</p>			
関連資料	【資料編】 ・ 11－周知内容（広報案文）		

方針－1.3	災害廃棄物処理方針	主体	環境政策課 ごみ減量推進課
--------	-----------	----	------------------

災害廃棄物処理方針に記載すべき事項（見本）【発災24h～72h】

緊急的に周知すべき災害廃棄物処理方針（暫定版）に続き、建物被害の棟数による災害廃棄物発生量を推計し、基本的な方針をまとめた「災害廃棄物処理方針」を策定する。

以下、見本 -----

1 処理方針策定の目的

〇〇大震災により発生した区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止することを目的とする。

2 足立区の被害状況

足立区の被害状況は下記のとおりである。

※「災害がれき発生量の推計（手法）」（関連データ《G1》）で算出した数値を記載する。

（棟）

	全壊	半壊	焼失	計
木造				
非木造				
計				

3 予想される処理対象がれき量

- ・ がれき発生総量（「災害がれき発生量の推計（手法）」（関連データ《G1》）において推計した総量を記載する。）
- ・ 種類別がれき量（「災害がれき発生量の推計（手法）」（関連データ《G1》）において推計した量を記載する。）

（t）

がれき発生量合計	組成				
	コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃

4 がれき処理の考え方

（1）処理の優先順位

処理の優先順位は、①廃置等の腐敗性廃棄物 ②木くず等の可燃物 ③コンクリートがら等の不燃物の順とする。

（2）一次仮置場の早期開設と搬入

早期の復興を進めるため、一次仮置場を開設しがれきの搬入を行う。

（3）処理期間

概ね2年から3年程度を想定（国の処理方針も踏まえ処理の目標期間を記載する。）

(4) 自区内処理・広域処理の方針

がれき処理については可能な限り自区内及び特別区内での共同処理とするが、既存の処理施設のみでは(3)に定めた処理期間中に処理することが困難な場合等は、環境省や東京都環境局、全国都市清掃会議とも連携を図り広域処理を念頭においた計画を立てる。また、特別区全体(清掃一組含む)での協議も経て、特別区内に設置する仮設処理施設による処理も行う。

(5) 運搬手段

がれき等の運搬にあたり、主に被害建物解体撤去地から一次仮置場及び一次仮置場から処理施設・二次仮置場の運搬には、4 t 車両、10 t 車両の使用を基本とする。

(6) 分別方法

がれき処理にあたり、次の分別を徹底する。

区 分	品 目
災害がれき	コンクリートがら
	木くず
	金属くず
	その他可燃
	その他不燃
配慮が必要な廃棄物	廃家電
	腐敗性廃棄物
	自動二輪等
	有害廃棄物・危険物、その他処理困難物等 (一次仮置場への持込は原則禁止)

(7) 再資源化

がれき処理においては可能な限り資源化を行い、最終処分埋立量の削減を図る。

(8) 災害廃棄物処理事業者の選定

ア 発災当初においては、災害時協力協定に基づき、受託事業者を選定し、災害廃棄物処理を実施する。

イ 発災からある程度の時間が経過し、がれきの安定的処理が可能となった場合は、随時通常の指名競争入札等の契約事務を検討する。

(9) 搬出先

がれき等の搬出先は、特別区災害廃棄物処理(初動)本部との連携を図り決定する。

(10) 健康および環境配慮

仮置場周辺的生活環境および作業員の健康管理に配慮した処理を行う。

(11) 経費の節減

がれき処理にあたっては、経費の節減に努める。

(12) 災害廃棄物処理実行計画の策定

具体的な処理対応策をまとめた災害廃棄物処理実行計画を別途策定する。

(13) 特別区災害廃棄物処理対策本部との連携

がれき処理については、特別区災害廃棄物処理対策本部との連携を図り、特別区全体で二次仮置場の早期設置や仮設処理施設等での処理を検討する。

(14) 災害廃棄物処理方針（暫定版）

別紙（〇月〇付け）、災害廃棄物処理方針（暫定版）事項を継続し、本方針とする。

関連資料	【資料編】 ・ 12－災害廃棄物処理基本方針（見本）
関連データ	・ 《H1》がれき処理基本方針の策定

方針－２	災害廃棄物処理実行計画	主体	ごみ減量推進課
□ 災害廃棄物処理実行計画に記載すべき事項（見本）【発災～７２h】			
<p data-bbox="236 300 1362 376">災害廃棄物処理方針策定後、具体的な処理対策等をまとめた「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定する。</p> <p data-bbox="236 389 1362 465">策定後は、東京都一般廃棄物対策課区市町村支援係および特別区災害廃棄物処理（初動）本部へ提出する。</p> <p data-bbox="236 524 1347 555">以下、見本 -----</p> <p data-bbox="236 613 459 645">計画の基本的事項</p> <p data-bbox="236 703 549 734">1 実行計画策定の目的</p> <p data-bbox="261 748 1362 869">〇〇大震災により発生した区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止することを目的に、必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="236 927 485 958">2 計画の位置付け</p> <p data-bbox="245 972 1362 1048">(1) 本実行計画は、現時点で判明しているがれきの処理見込量を基に、廃棄物処理法第6条に規定する一般廃棄物処理計画として作成する。</p> <p data-bbox="245 1061 1362 1137">(2) 災害廃棄物処理方針で既に示した内容を前提とした上で、がれき処理を具体的に進めるための方法、スケジュール等を定める。</p> <p data-bbox="245 1151 1362 1272">(3) 本実行計画の対象範囲は、建物被害等の解体撤去等（公費解体実施の場合）、一次仮置場管理運営（緊急仮置場、片付けごみ仮置場、解体廃棄物仮置場）及び二次仮置場等への運搬作業等とする。</p> <p data-bbox="236 1330 405 1361">3 役割分担</p> <p data-bbox="245 1375 1362 1451">(1) 建物被害等の解体撤去作業（公費解体実施の場合）、一次仮置場開設及び管理運営、二次仮置場へのがれき等の運搬作業は区が行う。</p> <p data-bbox="245 1464 1362 1541">(2) 二次仮置場の設置および管理運営、二次仮置場から処理施設等へのがれき等の運搬作業は特別区（清掃一組合む）が一体となっていく。</p> <p data-bbox="245 1554 804 1585">(3) 広域処理の事務は東京都に委託をする。</p> <p data-bbox="236 1644 405 1675">4 基本方針</p> <p data-bbox="293 1688 1091 1720">「災害廃棄物処理方針の策定」で定めた方針の内容を記載する。</p> <p data-bbox="236 1778 628 1809">5 被災状況および処理見込量</p> <p data-bbox="245 1823 437 1854">(1) 被災状況</p> <p data-bbox="293 1868 1362 1989">「災害がれき発生量の推計（手法）」（関連データ《G2》）、「がれき発生量推計計算書（A）」（関連データ《G2（別紙1）》）で推計した建物種類別、被災区分別被害棟数を記載する。</p>			

(2) 処理見込量

「災害がれき発生量の推計（手法）」（関連データ《G2》）、「がれき発生量推計計算書（A）」（関連データ《G2（別紙1）》）で推計した組成別がれき発生量を記載する。

6 処理期間

「災害廃棄物処理方針の策定」で定めた処理期間を記載する。

7 実施方法

区は、災害時協力協定団体等の連携及び業務委託等により、次の処理を行う。

(1) 緊急仮置場の開設・管理運営

緊急道路障害物除去路線の道路啓開等に伴うがれきの一時保管を行うため、別紙〇の施設を「緊急仮置場」（一次仮置場）として開設し、管理運営を行う。（所在地、開設時間、管理方法等について記載する）。

(2) 片付けごみ仮置場の開設・管理運営

発災が原因となり、区民の片付けに伴う粗大ごみ・廃家電の一次保管を行うため、別紙〇の施設を「片付けごみ仮置場」（一次仮置場）として開設し、管理運営を行う。なお、「片付けごみ仮置場」（一次仮置場）への持込みについては、区民自らにおいて行う（所在地、開設時間、管理方法、分別等について記載する）。

(3) 建物被害の解体撤去、がれき運搬等

国庫補助金等の対象範囲において、建物被害の解体撤去、がれき等の分別及び「解体廃棄物仮置場（一次仮置場）」までの運搬等を実施する。その申請受付について、次のとおり実施する（解体撤去の優先順位・時間、運搬車両等の詳細を記載する）。

- ・ 日時 ○月○日（○）から○月○日（○）
○月○日（○）から当面の間
○時○分から○時○分

- ・ 場所 別紙〇の各区民事務所等

(4) 解体廃棄物仮置場の開設・管理運営

建物被害の解体撤去等に伴うがれき等の一次保管を行うため、別紙〇の施設を「解体廃棄物仮置場（一次仮置場）」として開設し、管理運営を行う（所在地、開設時間、管理方法、分別等について記載する）。

(5) 分別、安全管理、生活環境保全対策及び環境モニタリング

各仮置場（一次仮置場）における災害廃棄物の分別、安全管理、生活環境保全対策及び環境モニタリングを実施する（モニタリング項目内容等の詳細を記載する）。

(6) 受入基準適合の粗選別等

処理施設や二次仮置場の受入基準に適合させるため、各仮置場（一次仮置場）での重機等による粗選別等を実施する。

(7) 各仮置場（一次仮置場）から処理施設または二次仮置場等への搬出作業等を実施する。

8 分別方法

解体－1.3「解体廃棄物仮置場（一次仮置場）」に記載した分別基準を記載する。

9 受入基準

民間処理施設および清掃一組清掃工場における受入基準について記載する。(民間処理施設の受入基準は特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインNO. 23「民間処理施設の紹介」を参考に、対策本部を通じて把握する。)民間処理施設等の受入基準を基に、一次仮置場における粗選別の内容等について記載する。

10 作業・運搬計画

業務内容の詳細(収集運搬の対象物、運搬先、計量、運行管理の方法等)について記載する。また、がれき等の運搬は、廃棄物処理法施行令第3条に規定する収集・運搬の基準を満たす方法によって運搬できる事業者へ委託する旨を記載する。

11 実施スケジュール

次のフロー図を参考に、概ねの処理期間を記載する。(がれきの搬出に1年、がれきの処理終了までに3年等)

12 処理フロー(参考)

フロー図を参考に、①品目別がれき発生量 ②被災現場から一次仮置場へのがれきの動きおよび量 ③一次仮置場から処理業者、二次仮置場、資源物買取業者へのがれきの動きおよび量 ④国交省補助対象品目(土砂等)の動きおよび量について記載する。一次仮置場におけるがれきの量は実行計画策定時点における量を記載する。

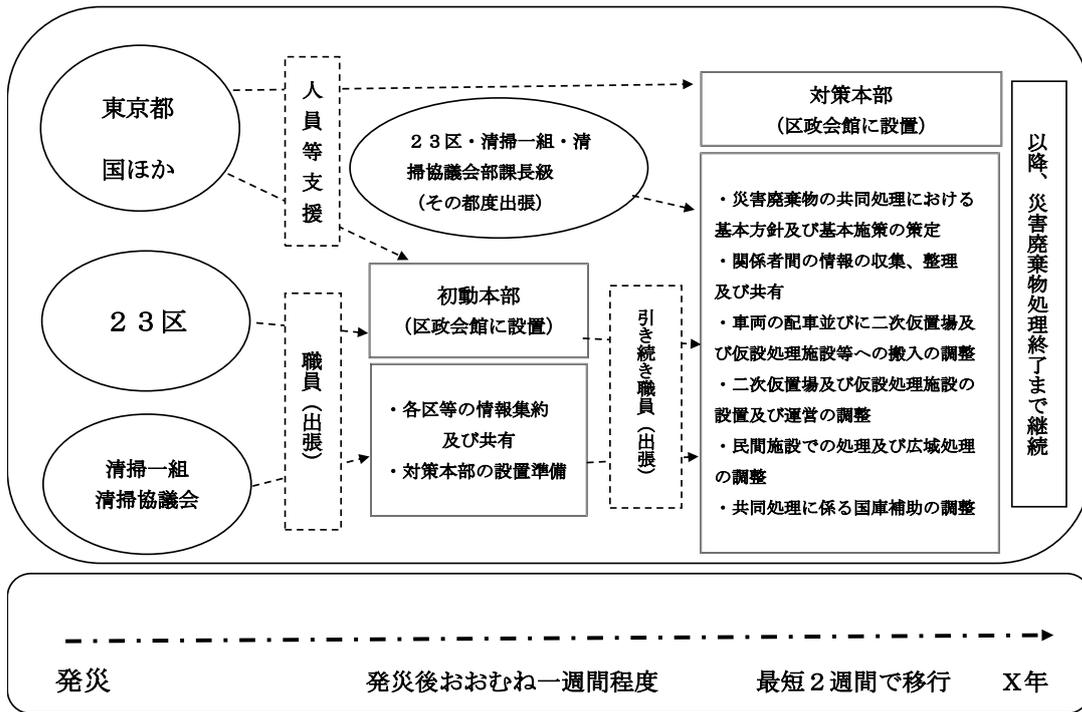
関連資料	<p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 13-災害廃棄物処理実行計画(見本)・ 14-処理フロー図(参考) <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「熊本市災害廃棄物処理実行計画第3版(全体)」
------	---

本部	災害対策本部会議	主体	環境部長 環境政策課長
<input type="checkbox"/> 災害対策本部会議への報告【発災～24h】			
<p>環境部長および環境政策課長は、発災直後の災害対策本部会議において、環境部職員安否、環境部関連施設被害状況等の報告の他に、次の災害廃棄物処理に関する報告を行う。</p>			
<p>【第1回災害対策本部会議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 がれき部設置 2 緊急仮置場選定・開設準備 3 「ごみ・資源収集運搬作業の中止基準」に該当した際の平常作業の一時中止 			
<p>【案文例】</p> <p>現在、がれき部を立ち上げており、緊急仮置場選定の準備を行っています。</p> <p>道路啓開を行っても緊急車両の通行障害となるがれきについては、がれき部において「緊急仮置場」を開設し、がれきの受入を行いますので、その際は、情報収集司令室を通じて環境政策課までお知らせください。</p> <p>なお、道路啓開が開始された場合等は、人命救助活動等を最優先させるため、「ごみ・資源収集運搬作業の中止基準」に基づき、収集運搬の平常作業を一時中止します。</p>			
<p>【第2回または第3回災害対策本部会議】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急仮置場の選定・開設状況 2 <u>ごみ・資源収集運搬作業の中止及び生活ごみの家庭内一時保管の周知</u> 3 片付けごみの路上等への排出防止の周知（「片付けごみ仮置場」の検討） 			
<p>【案文例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇時〇分に〇〇（機関）から緊急仮置場開設の要請があったため、「〇〇」を緊急仮置場として開設する予定です。現在、職員が現地確認を行っており、がれき受入に問題がなければ改めて開設時間等お知らせします。 ・〇時〇分「〇〇」に緊急仮置場を開設しました。緊急仮置場開設の追加の必要があれば、環境政策課までお知らせください。 ・道路啓開が実施されたため、「ごみ・資源収集運搬作業の中止基準」に基づき、〇時〇分に収集運搬の平常作業を一時中止し、作業職員には職場に戻るよう指示しています。なお、作業の一時停止に伴い、生活ごみについては、家庭内一時保管を区民に呼びかけるなどの周知を行います。 <p>次に、粗大ごみ等の片付けごみが3日後あたりから排出される可能性があるため、路上や空き地等に不適正排出がされないよう、「片付けごみ仮置場」の選定・開設を検討します。また、建物被害によるがれき発生量を推計し、「解体廃棄物仮置場」の選定・開設も検討します。</p> <p>以上の報告につきましては、本日中に災害廃棄物処理方針の暫定版を策定し、区民、事業者へ周知してまいります。</p>			
<p>関連資料</p>	<p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11 - 周知内容（広報案文）（再掲） 		

特－１．１	特別区の災害廃棄物処理	主体	ごみ減量推進課 足立清掃事務所
<input type="checkbox"/> 特別区災害廃棄物処理（初動本部、対策本部）、共同処理等の協力協定【発災１週間～】			
<p>大規模災害による災害廃棄物が東京２３区で発生した場合、「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」に基づき、次のとおり２３区及び清掃一組における共同処理を実施する。</p> <p>１ 特別区災害廃棄物処理初動本部</p> <p>（１）設置条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ２３区域内の１箇所以上で震度６弱以上が観測された場合 ・ 特別区清掃主管部長会・同清掃リサイクル主管課長会の両会長の協議により設置が必要と認められた場合 <p>（２）本部長 特別区清掃リサイクル主管課長会会長</p> <p>（３）設置場所 東京区政会館（使用できない場合は、各区等で協議のうえ、設置場所を決定する）</p> <p>（４）設置時期・招集方法 発災後１週間を目途に、本部長の招集により設置</p> <p>（５）主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各区等の被害情報の集約及び共有 ・ 特別区災害廃棄物処理対策本部の設置準備等 <p>※ 初動本部の従事者は、原則、係長職、主任、係員のうち１名とする（例年、清掃計画系の職員から選定）。</p> <p>２ 特別区災害廃棄物処理対策本部</p> <p>（１）本部長 特別区清掃主管部長会会長</p> <p>（２）設置場所 東京区政会館（使用できない場合は、各区等で協議のうえ、設置場所を決定する）</p> <p>（３）招集方法 初動本部設置以降、本部長の招集により設置</p> <p>（４）主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同処理に関する基本方針及び基本施策 ・ 関係者間の情報の収集、整理、共有化 ・ 車両の配車（清掃協議会担当事務を除く） ・ 二次仮置場及び仮設処理施設等への搬入の調整 ・ 二次仮置場及び仮設処理施設の設置及び運営の調整 ・ 民間施設での処理及び広域処理の調整 ・ 共同処理に係る国庫補助の調整 <p>※ 対策本部員は、原則、環境部長または足立清掃事務所長とする。</p>			

□ 特別区災害廃棄物処理（初動本部、対策本部）、共同処理等の協力協定

（参考：初動本部及び対策本部の組織イメージ）



3 国庫補助金事業等

国庫補助金申請は、実施主体が市区町村であることから、「共同処理以降の国庫補助金申請に係る事務」と「業務に関連する契約や予算の管理・執行」は、原則、対策本部による調整を経て、各区で行う。

申請等の作業にあたっては、関連データ《T》の災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の交付要綱や様式を参考にすること。

4 足立清掃事務所所有のMCA無線の活用

特別区清掃リサイクル主管における情報連絡手段として、23区及び清掃一組に配備されている足立清掃事務所所有のMCA無線を活用する。

<p>関連資料</p>	<p>【資料編】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 15 - 「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」 ・ 16 - 「防災用デジタルMCA無線簡易マニュアル（v1.01）」
<p>関連データ</p>	<p>《T》「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」</p>

特一 1. 2	特別区の災害廃棄物処理	主体	ごみ減量推進課 足立清掃事務所
<input type="checkbox"/> 協力協定に基づく関係団体への要請【発災 1 週間～】			
<p>2 3 区及び清掃一組における共同処理を実施するにあたり、災害時における各種協定に基づき、要請可能な関係団体は次のとおり（令和 2 年 4 月 1 日締結）。</p> <p>なお、各団体との連絡窓口は、特別区災害廃棄物処理初動本部又は特別区災害廃棄物処理対策本部とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京環境保全協会（千代田区九段北一丁目 6 番 4 号） ・ 東京廃棄物事業協同組合（新宿区高田馬場一丁目 2 8 番 1 0 号） 2 <u>災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ (株)京葉興業（江戸川区篠崎町一丁目 2 番 6 号） ・ (株)太陽油化（板橋区三園二丁目 1 2 番 2 号） 3 <u>災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京環境保全協会（千代田区九段北一丁目 6 番 4 号） ・ 東京廃棄物事業協同組合（新宿区高田馬場一丁目 2 8 番 1 0 号） 4 <u>災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都産業資源循環協会（千代田区内神田一丁目 9 番 1 3 号） ・ 東京都中小建設業協会（新宿区新宿二丁目 1 0 番 7 号） <p>【注意】</p> <p>足立区と個別に締結している次の協定は、上記協定による特別区災害廃棄物処理対策本部における共同処理の実施決定までの間区への要請に基づき災害対応を行う。特別区災害廃棄物処理対策本部設置後は、2 3 区と災害協定事業者の情報を集約・調整を本部で行い、限られた車両を 2 3 区全体で有効活用（再分配）することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定</u> (株)正丸組、東武清掃(株)、東栄興業(株)、(株)丸三興業、鹿浜興業(株)、(有)環境衛生協会 			

<p>関連 資料</p>	<p>【資料編】</p> <p>6－災害廃棄物に関する足立区との災害協定</p> <p>(1) 「災害時におけるし尿収集車両等の供給に関する協定」(再掲)</p> <p>17－特別区共同処理に関する協定</p> <p>(1)－ア 「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」【一般社団法人 東京環境保全協会】【東京廃棄物事業協同組合】</p> <p>(1)－イ 「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定実施細目」</p> <p>(1)－ウ 災害時におけるし尿の収集運搬業務委託仕様書(見本)</p> <p>(2)－ア 「災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定」【株式会社 京葉興業】【株式会社 太陽油化】</p> <p>(2)－イ 「災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定実施細目」</p> <p>(2)－ウ 災害時におけるし尿の処分業務委託仕様書(見本)</p> <p>(3)－ア 「災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定」【一般社団法人東京環境保全協会】【東京廃棄物事業協同組合】</p> <p>(3)－イ 「災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定実施細目」</p> <p>(3)－ウ 災害廃棄物(災害時通常ごみ等)収集運搬業務委託仕様書(見本)</p> <p>(4)－ア 「災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定」【一般社団法人 東京都産業資源循環協会】【一般社団法人 東京都中小建設業協会】</p> <p>(4)－イ 「災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定実施細目」</p> <p>(4)－ウ 災害廃棄物(災害時災害がれき等)収集運搬業務委託仕様書(見本)</p> <p>(4)－エ 災害廃棄物処分業務委託仕様書(見本)</p>
------------------	---